



さあ！みんなで学ぼうゼイ！！

(中学生向け租税教育資料 平成30年度版)

— 日立法人会青年部会 —

1. 税金の役割（生活と財政）

(1) 公共サービス・公共施設の提供する役割としての税

日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」を実現するために、私たちは国や地方公共団体から様々な公共サービスを受けています。そして、そのほとんどが税金でまかなわれているのです。わかりやすく税金を例えるなら、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。

様々な公共サービスの例

○教育のために

- ・ 5兆3,824億円が教育や科学技術の発展のために使われています。(平成31年度予算案)
公立小・中学校の教員の給与などの3分の1(3分の2を都道府県・市町村で負担)
教科書の配布や公立小・中・高等学校の校舎改築費用など
- ・ 公立学校の児童・生徒一人あたりの年間教育費(平成27年度)
小学生…894,000円 中学生…1,022,000円 高校生…1,006,000円

○健康で快適な暮らしのために

- ・ 医療費の公費負担 16兆2,840億円(平成28年度)
医療費国民一人あたり(1年間)…約128,300円
- ・ 市町村のゴミ処理費用 1兆9,606億円(28年度)
ごみ処理費用国民一人あたり(1年間)…約15,400円

○住民の安全を守るために

- ・ 警察費 3兆2,608億円(平成28年度)
警察署数…1,159(平成30年4月1日現在)
交番…6,260か所
駐在所…6,329か所
- ・ 消防費 1兆9,855億円で(平成28年度)
消防署等施設数…5,851(平成29年1月1日現在)
* 警官や消防費国民一人当たり(1年間)…約41,300円

○便利で豊かな暮らしのために

- ・ 道路や橋、美術館、図書館、公園など

(2)富の再分配をする役割としての税

税金を支払う能力は人によって違います。税金の負担能力が大きい人が負担能力の小さい人の生活を助けるため、負担能力が大きいほど税負担が高くなる「累進課税制度^{るいしんかぜいせいど}」という仕組みになっています。税金の負担能力が小さい人は税負担を小さくし社会保障を厚くして、国民の富の格差を縮めることにより社会の公平化・安定化を図る役目があります。

(3)景気の調整をする役割としての税

会社や個人の所得が増える好況期^{こうきやうき}には税負担が増えて景気の加熱にブレーキをかけます。逆に不況期には税負担が減ることで景気の落ち込みをゆるめます。このように税金は、民間の需要を自動的に調節するという景気の調整弁としての役割も担っています。

Q. 税金の使い方はどのように決めるのでしょうか？

A. まず、内閣で案を作り、国民の代表である国会議員が集まる国会に提出し、話し合いを行って決定します。

Q. 税金がなかったらどうなるのでしょうか？

A. 国や地方による様々な公共サービスが提供できなくなり健康で文化的な生活を送ることが困難になるでしょう。

例えば、街中にはゴミがあふれ、道路や橋などは整備されないで穴だらけとなり、信号も点灯しないので事故の危険性が高まるでしょう。警察や消防も有料となり、犯罪にあたり怪我や病気になっても高額^{けが}の費用がかかってしまうかもしれません。また、学校で教育を受けるのにも今と比べて高額^{けが}の費用を負担しなければならないなど、日常生活に大きな支障^{ししょう}をきたすことになりかねません。

Q. 税金はどうやって集められるのでしょうか？

A. 納税者が銀行などに納付することにより集められます。

Q. 納税者とは？

A. 税金を納める人のこと。

税金は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものであるため、納税は日本国民の義務であることが、日本国憲法第30条にあり、国民の三大義務（「納税の義務」「勤労の義務」「教育の義務」）の一つとなっています。

憲法第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

Q. 税金は何処に納めるのでしょうか？

A. 税金の種類によって違います。

例えば会社員や公務員の給料には所得税と住民税が課せられます。所得税は国税に分類される国に納める税金です。(所得税の32%は地方に納められます。) 住民税は地方税に分類され、みなさんの住んでいる市区町村と、都道府県に納める地方税を併せた税金です。

§ 租税（税金）の種類を学んでみましょう

まず、租税には課税権の主体により、**国税**と**地方税**に分けられます。

- ・ **国税**は国の行政サービスを利用する「会費」といえます。
- ・ **地方税**は地方の行政サービスを住民として利用する「会費」といえます。

さらに、国税と地方税の中にも**普通税**と**目的税**があります。

- ・ **普通税**とは
使途を特定せずに一般経費に充てる目的で課税される税金のことをいいます。
普通税のうち、地方税法によって税目が法定されているものを**法定普通税**、それ以外のもの
で 地方公共団体が一定の手続き、要件に従って課税するものを**法定外普通税**といいます。
- ・ **目的税**とは
特定の費用に充てる目的で課税される税金のことをいいます。
目的税のうち、地方税法によって税目が法定されているものを**法定目的税**、それ以外のもの
で 地方公共団体が一定の手続き、要件に従って徴収するものを**法定外目的税**といいます。

また、税金には**直接税**と**間接税**に分類されます。

- ・ **直接税**とは
税金を負担する人が直接国や地方公共団体に納める税金です。
- ・ **間接税**とは
実質的に税金を負担する人と、それを納める人が異なる税金です。

以上のように租税の種類は様々です。

それでは、具体的にどのようなものがあるのか学んでみましょう。

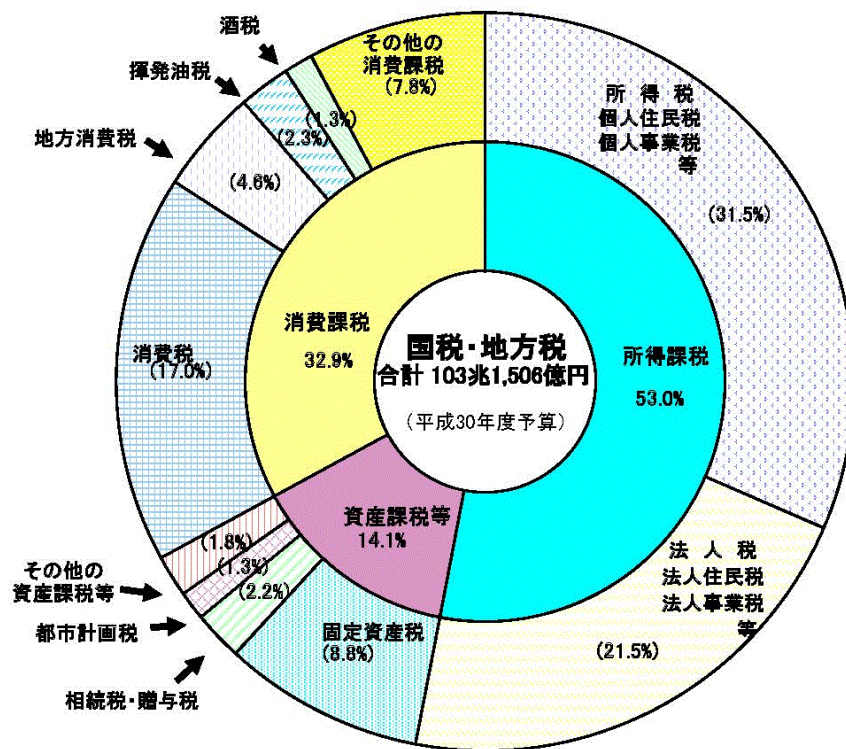
【国税・地方税の主な税目と種類一覧】

租税の 種類	分 類		税 目
国税	普通税	直接税	○所得税 ○法人税 ○地方法人特別税 △相続税 △贈与税 など
		間接税	□消費税 酒税 □たばこ税 □たばこ特別税 □揮 ^{きはつ} 発油税 □地方揮発油税 □石油ガス税 □自動車重量税 □航空機燃料税 □石油石炭税 □関税 □とん税 △印紙税 △登録免許税など
	目的税	間接税	□特別とん税 □電源開発促進税 など
地方税	道府県税	普通税	○道府県（都）民税 ○事業税 □自動車税 □鉱区税 △固定資産税（大規模償却資産の特例分）△不動産 取得税など
			□地方消費税 □道府県たばこ税 □ゴルフ場利用税 □軽油取引税 など
		目的税	□自動車取得税 □狩猟税 など
			□産業廃棄物税 など
	市町村税	普通税	○市町村（特別区）民税 □軽自動車税 □鉱産税 △固定資産税 △特別土地保有税 など
			□市町村たばこ税 など
		目的税	○事業所税 △都市計画税 △水利地益税 △共同施設 税 △宅地開発税 △国民健康保険税 など
			□入湯税 など

○ 所得課税 △ 資産課税等 □ 消費課税

揮発油税や自動車重量税は、普通税でありながら、道路特定財源としての目的税としての性質を持つ。

国税・地方税の内訳（30 年度）



1.主な普通税

(1)国税

- ・所得税（個人がその年の1月1日～12月31日の1年間に得た所得に対して課される税金）
- ・消費税（物を買うときやサービスを受けるときに課される税金）
- ・法人税（会社などが得た所得に課税される税金）
- ・相続税（亡くなった人の財産（土地・建物・現金・宝石など）を相続により取得したときに課される税金）
- ・贈与税（個人から財産（土地・建物・現金・宝石など）を贈与されたときに課される税金）
- ・たばこ税（製造たばこに課せられる税金）
- ・酒税（酒類に課せられる税金）
- ・関税（輸入貨物に対して課される税金）

(2)地方税

- ・地方消費税
- ・地方たばこ税
- ・不動産取得税（不動産の取得に課される税金）
- ・自動車税（自動車の所有に課される税金）
- ・自動車取得税（50万円以上の自動車の取得に課される税金）
- ・固定資産税（土地や建物などを所有しているものに課される税金）
- ・ゴルフ場入場税（ゴルフ場に利用に課される税金）

2.主な目的税

(1)国税

- ・ガソリン税（揮発油税・地方道路税）

ガソリンに課される、「揮発油税・地方道路税」の2つを合わせた税金。その全額が道路の整備や道路の建設などにあてられます。

- ・都市計画税

都市計画区域内の土地・建物に市町村が条例で課することのできる税金

公園、道路、下水道などのまちの便利な施設の建設や整備などにあてられます。

- ・電源開発促進税

東京電力や関西電力など販売電気に課される税金

発電施設の設置や運転の円滑化、利用促進、安全確保、電気の供給の円滑化などにあてられます。

(2)地方税

- ・入湯税

温泉などにはいるお客さんに課される税金

温泉源の維持費・環境衛生施設費・消防施設費・観光振興費などにあてられます。

- ・狩猟税

狩猟者の登録に対して課される税金

鳥獣の保護や狩猟に関する費用にあてられます。

- ・水利地益税

灌漑事業などで特に利益を受ける土地または家屋に課される税金

土地・山林の利益となる事業に要する費用にあてられます。

- ・事業所税

一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課される税金

都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてられます。

なるほど
税金っていろいろあるんだ



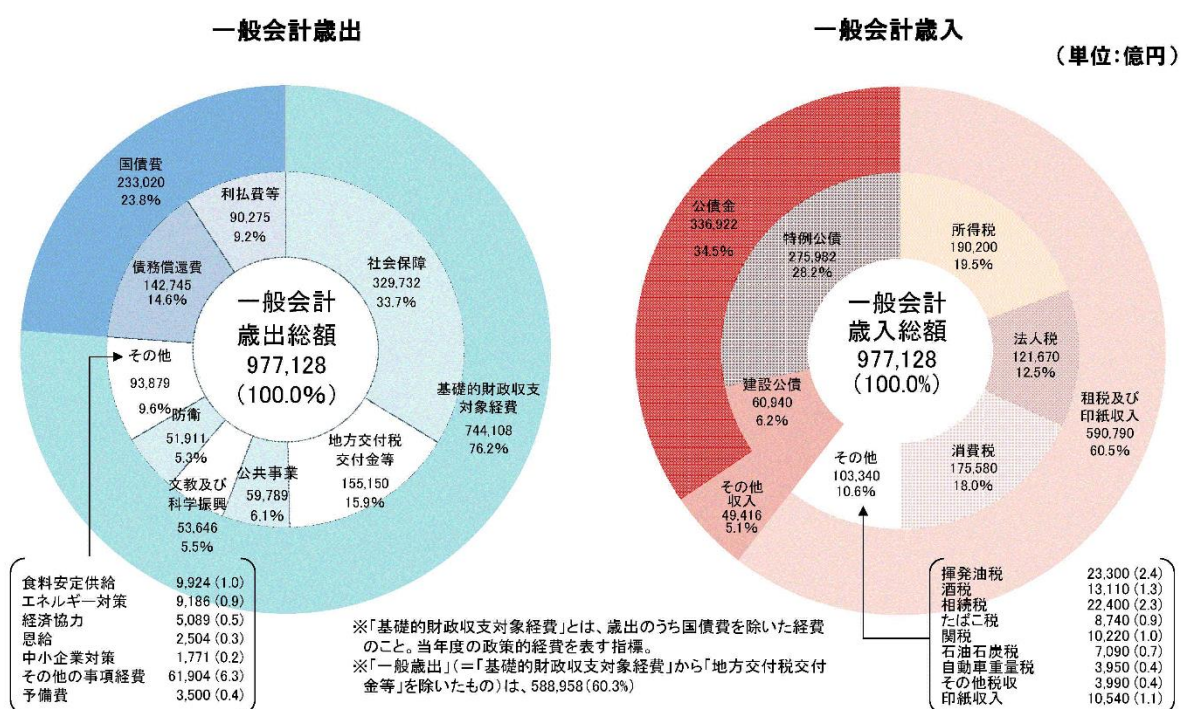
2. 国の財政

(1)一般会計歳入

平成30年度の一般会計歳入は、当初予算で約97.7兆円であり、その約60%（59兆円程度）は所得税や法人税、消費税などの「租税・印紙収入」、約35%（34兆円程度）は「公債金収入」、つまり国の借金となっています。

(2)一般会計歳出

平成30年度の一般会計歳出は当初予算で約97.7兆円であり、一般会計歳出から国債費を除いたものを基礎的財政収支対象経費といい、地方交付税交付金等、社会保障関係費、公共事業関係費、文教及び科学振興費で一般総額の約6割を占めおり、その中で私たちの健康や生活を守るための社会保障費は約34%（約33兆円程度）を占めております。



国の借金ってずいぶん
あるんだなあ～

3. 社会保障とこれからの生活

(1) 少子高齢化の進展により大きくなる財政負担

現在日本では、高齢化の進展等にもともない、社会保障費用が増加してきています。

一方、社会保険料による収入は、近年横ばいで推移しており、社会保障費用と社会保険料収入の差額は拡大傾向にあります。

この差額分は、国や地方自治体に納められる税金でまかなわれることとなりますが、そのうち3割程度は借金でまかなっている状況です。

今後、社会保障費用と社会保険料収入の差額は、毎年1兆円規模で増大していく見込みであり、財政はますます厳しくなることが予想されます。

- ・平成28年度の社会保障給付費は約116兆9,000億円（国民一人当たり92万1,000円）
 - ・社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が約38兆円で総額に占める割合は32.8%、「年金」が約54兆円で46.5%、「介護・福祉その他」が約24兆円で20.6%
- ※社会支出とは失業保険や住宅など現役世代の支出も含めた範囲のもので28年度は119兆6,384億円

Q. 社会保険料とは？

A. 年金や医療など、国民に生涯健やかで安心できる生活を保障するため、国民の生活の安定が損なわれた場合に生活を支える給付を行うための制度を運営するために国民や企業から徴収する保険料のことです。

Q. 社会保険制度とは？

A. 国民の生活保障のため、疾病・老齢・負傷・失業・死亡などにより生活を脅かす事態となった場合に、一定基準の給付を行う保険制度をいいます。これは、個人の努力だけでは対応することが難しい経済的損失を、国または社会が集団の力で救済する制度です。

Q. 社会保障費用とは？

A. 社会保障や社会福祉等の社会保障制度を通じて、1年間に国民に給付される金銭またはサービスの合計額です。

◎急速に進展する高齢化社会

15 歳～64 歳を支え手とすると			
	65 歳以上を何人で 支えるのか	70 歳以上を何人で 支えるのか	75 歳以上を何人で 支えるのか
昭和 45 年	9.8	16.4	32.2
平成 2 年	5.8	8.8	14.4
平成 22 年	2.8	3.8	5.7
平成 37 年	2.0	2.4	3.3
平成 47 年	1.7	2.1	2.8
平成 57 年	1.4	1.7	2.4
平成 67 年	1.3	1.5	1.9

(2)赤字が続く国の財政

歳出と税収等の差額を借金で埋め合わせた結果、普通国債残高は年々増加し、800 兆円を超えています。

平成 30 年度公債残高（見込み）

約 883 兆円・・・国民一人当たり約 700 万円

Q. 公債とは？

A. 国や地方公共団体が、将来における元本と利子の返済を租税収入でまかなうことを条件に、原則として証券発行という方式で行なう借入金。

(3)国による高齢社会対策（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定）

1 就業・所得

- ・エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備
- ・公的年金制度の安定的運営
- ・資産形成等の支援

2 健康・福祉

- ・健康づくりの総合的推進
- ・持続可能な介護保険制度の運営
- ・介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）
- ・持続可能な高齢者医療制度の運営
- ・認知症高齢者支援施策の推進
- ・人生の最終段階における医療の在り方
- ・住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

- 3 学習・社会参加
 - ・学習活動の促進
 - ・社会参加活動の促進
- 4 生活環境
 - ・豊かで安定した住生活の確保
 - ・高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
 - ・交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
 - ・成年後見制度の利用促進
- 5 研究開発・国際社会への貢献等
 - ・先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
 - ・研究開発等の推進と基盤整備
 - ・諸外国との知見や課題の共有
- 6 全ての世代の活躍推進
 - ・全ての世代の活躍推進

(4)これからの租税制度

公債残高が約 880 兆円という巨額な借金と、今後さらに加速する少子・高齢化社会に対応するにはどのようにすればよいのでしょうか。

① 税制を考えていく上での三つの基本原則

税制を組み立てていく上での基本原則となるは、「公平・納得・透明」です。

- ・「公平」の原則は、税制の基本原則の中でも最も大切なものです。等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという水平的公平と、負担能力の大きい人にはより大きな負担をしてもらうという垂直的公平とがあり、近年では世代間の公平が一層重要となっています。
- ・「納得」の原則とは、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めないように誰もが納得するものであることです。
- ・「透明」の原則とは、税制の仕組みをできるだけ透明なものとし、納税者が理解しやすいものとするということです。

② 課税ベースと税率

税収が一定の下では、課税ベースを広くすることによって、その分低い税率によって負担を求めていくことが、公平・納得・透明という原則に整合的となります。

③ 経済社会の活力

様々な経済社会の構造変化が進展する中で、経済社会の活力を維持していくことが求められており、この点は、税制のあり方を考える場合にも考慮していかなければならない視点です。

個人や企業の能力を引き出しつつ、それらの自由で活発な経済活動ができる限り確保される必要があり、税制は個人や企業の経済活動における選択に対して「納得」するものであることが求められます。

④ 国際的整合性

税制の検討に際しては、国際的な整合性の観点にも留意する必要があります。一方、わが国の税制と各国の税制を比較する場合には、それぞれの財政状況や、税制がその国の歴史や文化、経済や社会の仕組みを反映して構築されていることも踏まえる必要があります。

今後とも、経済社会の活力を維持していくためには、税制全体として、国民皆が広く公平に負担を分かち合うとともに、公平・納得・透明という基本原則に則し^{かたよ}偏りのない税体系を選択していくことが重要です。

・国民負担率（国民所得における国税と地方税をあわせた金額の割合）（平成 27 年度）
日本・・・42.6% アメリカ・・・33.3% イギリス・・・46.5% ドイツ・・・53.2%
スウェーデン・・・56.9% フランス・・・67.1%

・消費税（付加価値税）（平成 30 年 1 月）
日本・・・8.0% 韓国・・・10.0% 中国・・・17.0% ニュージーランド・・・15.0%
ドイツ・・・19.0% フランス・・・20.0% イギリス・・・20.0% スウェーデン・・・25.0%

・税収構成比（平成 27 年度）
日 本・・・所得課税 51.4% 消費課税 34.6% 資産課税 13.9%
アメリカ・・・所得課税 64.3% 消費課税 22.2% 資産課税 13.5%
ド イ ツ・・・所得課税 50.1% 消費課税 45.3% 資産課税 4.7%
フランス・・・所得課税 37.4% 消費課税 39.0% 資産課税 23.6%
イギリス・・・所得課税 43.4% 消費課税 41.1% 資産課税 15.5%
スウェーデン・・・所得課税 46.2% 消費課税 36.7% 資産課税 17.0%

税金よもやま話

1. 素朴な疑問 Q&A

Q. 宝くじに税金はかかるのでしょうか？

A. かかりません。

宝くじの販売による収益金は都道府県などによって異なりますが教育施設や道路、橋 梁^{きょうりょう}など色々な公共事業に役立てられます。

Q. 1 億円を拾い警察に届けましたが、持ち主が現れず自分のものとなりました。この 1 億
円に税金はかかるのでしょうか？

A. がかかります。

所得税は、個人の「儲け」にかかる税金です。1 億円が自分のものとなり「儲け」^{もう}とな
ったのですから所得税がかかります。

Q. 天皇は税金を納めているのでしょうか？

A. 納めています。

天皇は、都民税や区民税を納めています。

また、昭和天皇が崩御^{ほうぎょ}された時には、相続税を納めています。

ただし、国から支給される皇室費には、国の公の仕事をするためとの理由から、税金をかけないと法律で決められています。

Q. オリンピックでメダルを獲得した場合に支給される報奨金には税金はかかるのでしょうか？

A. かかりません。

JOC（日本オリンピック委員会）から支給される報奨金額

・金…300 万円 ・銀…200 万円 銅…100 万円

本来ならば、所得税の一時所得として課税されるものですが、平成 6 年から法律により非課税とされています。

ただし、JOC 以外からの報奨金は課税されます。

2. 日本の税の歴史

弥 生 時 代

3 世紀ごろ、「魏志倭人伝^{ぎしわじんてん}」に日本の税に関する最初の記録があり、そこには邪馬台国^{やまたいこく}では税が納められていたと記されています。

飛 鳥 時 代

大化の改新では、新しい租税制度を含む政治の方針が示されました。その後の大宝律令^{たいほうりつりょう}では班田收授法により、農民に田を与る代わりに租・庸・調・雑^そようという税が課されました。

奈 良 時 代

平城京ができた 710 年ごろには、都と地方を結ぶ道路が整備され、税を運ぶためにも利用されました。

平 安 時 代

班田收授法^{はんてんしゅうじゅほう}がくずれ、荘園^{しょうえん}が各地にできました、荘園を管理する領主から農民に年貢、公事、夫役という税が課されました。

鎌 倉 時 代

守護、地頭に税を取り立てる権利が与えられました。また、座が作られ生産、販売を独占する代わりに、座役という税が課されました。

室 町 時 代

農業技術の進歩や商工業の発達とともに、地^ち子^し、段^{たん}銭^{せん}、棟^{むな}別^{べつ}銭^{せん}、関^{せき}銭^{せん}、津^つ料^{りょう}という新しい税が課されました。

安 土 桃 山 時 代

天下統一を行った豊臣秀吉は、太閤^{たいこう}検^{けん}地^ちを行い、それまでの農地の面積だけで年貢を納めるのではなく、土地の良し悪しや収穫高などを調べて農民に年貢を課しました。

江 戸 時 代

農民に課された田畑への年貢が中心でした。また、町人には、清酒や醬^{しょう}油の製造、牛馬の売買などに運^{うん}上^{じょう}・貢^{みょう}加^がという税が課されました。

大 正 ・ 明 治 時 代

明治政府は、歳入の安定を図るため、租税制度の改革に着手し、1873年に地租改正を実施しました。

1887年には、所得税が導入され、所得金額 300 円以上の人^{ひと}が課税されました。また、明治時代後期から大正時代にかけては、戦費をまかなうために増税が行われ、登録税、相続税などの新たな税が創設されました。

昭 和 時 代

1946 年、日本国憲法が公布され、教育、勤労に並ぶ国民の三大義務の一つとして、「納税の義務」が定められました。

1947 年には、納税者が自主的に自分の税額を計算して、申告・納税する申告納税制度が導入されました。

平 成 時 代

将来にわたって安定的な税制を確立するために、1989 年には所得税の減税や消費税を取り入れた税制の大きな改革が行われました。消費税は当初 3%の税率でしたが、1997 年から 5%に引き上げられました。

2004 年には、インターネットを利用して申告や納税ができる「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」が導入されました。

3. 世界の珍しい税

ポテチ税（ハンガリー）

ポテチ、市販のケーキ、清涼飲料などに課税

トランプ税（日本）

1957 年に^{まーじゃんぱい}麻雀牌・トランプ・花札などに対して課された税。平成元年の消費税導入に伴い廃止

ソフトドリンク税（米ノースカロライナ州）

1969 年にアメリカのノースカロライナ州で制定された税。ソフトドリンクの製造・販売者に対して課せられます。アメリカの肥満問題解消のために導入されました。

空気税（フランス）

18 世紀フランスのルイ 15 世時代、財務大臣を務めたエティエンヌ・ド・シルエットの発案した税。

^{まぐち}間口税（日本）

江戸時代には、間口（家などの正面）の広さで税を課していたところもありました。

そのため、今でも京 都などには間口が狭く細長い家が多く残っています。

うさぎ税（日本）

明治 6 年にウサギ一匹につき 1 円（現代で換算すると 7000 円）の税金がかけられたそうです。1879 年に廃止されました。

馬税（日本）

1 頭年間 3 円。商売用の馬は半額

かえる税（中世フランス）

領主の睡眠を妨げる「かえる」の鳴き声やめさせるために労働で納める税
領民が交代で城館の水面をサオで叩いたそうです。

ひげ税（ロシア）

1700 年ごろにロシアの初代皇帝ピョートル 1 世が制定した税

とり税（15 世紀中世後期フランスアルザス地方）

年貢の一つとして年 2 回、^{にわとり}鶏を領主に差し出していました。しかし、納税の月に子供が生まれた農家で年貢分の鶏を、産後の体力回復のために、母親となったご婦人が食べた場合は、免除されていました。

犬税（ヨーロッパ）

【スイス、ドイツ、オランダ、イタリア等】

家畜・げっ歯類税（ニュージーランド）

地球温暖化防止を目的として導入された税

便所税（ローマ帝国）

公衆トイレに課せられた税

バルコニー税（オレルアン市）

道路に突出したバルコニーに対して課せられた税

独身税（ブルガリア）

独身者の収入の 5～10%に課税

営業税（ドイツ）

日曜に店を営業する際にかかる税

塩税（チェコ）

内陸では塩が貴重なものだったためかけられた税

窓税（イギリス）

17 世紀ごろに自宅に窓があると課税されるというものがあつたそうです。そのため税金を払いたくない人々が家にある窓を埋めたそうです。

教会税（フィンランド）

フィンランド福音ルーテル派教会・オーソドックス正教会派の教会登録者が対象となる税
教会の収入はこれで賄われているそうです。

渋滞税（ロンドン）

平日午前 7 時～午後 6 時半、ピカデリー、 ウェストミンスターなどへの進入時に徴収される
そうです。

作成：日立法人会青年部会

出典・資料

人口…「人口推計」（総務省統計局）

教育費…文部科学省地方教育調査（確定値）

日本の財政の現状と課題：税の学習コーナー[発展編]

消防署・消防出張所の数…消防白書

警察署…警察白書

医療費…国民医療費の概況

ごみ処理費…環境省・廃棄物処理技術情報

警察、消防費…地方財政白書

国税・地方税の内訳グラフ…財務省 国税・地方税の税目・内訳

歳出・歳入グラフ…財務省 一般会計歳出・歳入の構成

社会保障費…国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計

国債残高…財務省 財政に関する資料

国による高齢社会対策…内閣府 高齢社会白書

国民負担立率…財務省 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較（日米英独仏瑞）

付加価値税率…付財務省 加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

税収構成比…財務省 所得・消費・資産等の税収構成比の国際比較（国税＋地方税）

ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典